

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民健康保険の賦課事務および資格・給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、国民健康保険の賦課事務および資格・給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の賦課事務および資格・給付事務
②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法等の規定および国民健康保険に関する条例等にもとづき、国民健康保険税の賦課、国民健康保険被保険者の資格管理、各種保険給付等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種申請書、申告書、届出書などに関する内容確認等の事務 2 賦課計算、資格管理、保険給付などに係る所得確認・照会等の事務 3 保険給付に係る公金受取口座情報の照会・利用等の事務 4 オンライン資格確認等システム稼働に伴う資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24,44項、別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条、国民健康保険法第113条の3第1項および第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 69、70の項 3 オンライン資格確認に伴う業務 (1) 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) (2) 国民健康保険法 第113条の3第1項および第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 保険年金課 給付係・資格賦課係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守し、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること等の対策を実施しているため、十分であるといえる。
9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	全職員が情報セキュリティポリシーにかかる研修を受講し、特定個人情報の適切な取り扱いを習得し情報漏洩に対する危機意識を持った上で、マイナンバーが記載された書類の施錠保管をはじめとした実務に反映した運用をしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	保険年金課長 榎島章夫	保険年金課長 森田 利寿	事後	人事異動による変更のため
平成29年6月14日	③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保集約システム	事後	制度改正に伴うシステム運用の準備のため
平成29年7月27日	②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の1,2,3,4,5,17,22,26,27,28,30,33,39,42,43,44,45,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120項	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、28、30、33、39、42、43、44、45、58、80、87、88、93、97、106、109、119 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令 1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、21、22の2、24の2、25、25の2、26、31の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 27、42、43、46、62 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令 20、25、25の2、33	事後	
平成30年9月6日	②所属長の役職名	保険年金課長 森田 利寿	保険年金課長	事後	
令和1年6月17日	③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保集約システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保集約システム	事後	
令和2年1月31日	②事務の概要		オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	
令和2年1月31日	③システムの名称		医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年1月31日	3.個人番号の利用		別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条、国民健康保険法第113条の3、第1項および第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月31日	②法令上の根拠		3、オンライン資格確認の準備業務 (1)番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) (2)国民健康保険法 第113条の3第1項および第2項	事前	
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和4年12月15日	②事務の概要		保険給付に係る公金受取口座情報の照会・利用等の事務	事前	
令和6年12月24日	I 1 ②事務の概要	各種申請書、申告書、届出書などに関する内容確認等の事務 賦課計算、資格管理、保険給付などに係る所得確認・照会等の事務 保険給付に係る公金受取口座情報の照会・利用等の事務 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	1 各種申請書、申告書、届出書などに関する内容確認等の事務 2 賦課計算、資格管理、保険給付などに係る所得確認・照会等の事務 3 保険給付に係る公金受取口座情報の照会・利用等の事務 4 オンライン資格確認等システム稼働に伴う資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	法改正による
令和6年12月24日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16,30項、別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条、国民健康保険法第113条の3、第1項および第2項	番号法第9条第1項 別表の24,44項、別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条、国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	事後	法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	I 4②法令上の根拠	<p>1、情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、28、30、33、39、42、43、44、45、58、80、87、88、93、97、106、109、119 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令 1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、21、22の2、24の2、25、25の2、26、31の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3</p> <p>2、情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 27、42、43、46、62 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令 20、25、25の2、33</p>	<p>1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項</p> <p>2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表 69、70の項</p>	事後	法改正による
令和6年12月24日	II 1いつの時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和6年11月1日時点	事前	評価の再実施
令和6年12月24日	II 2いつの時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和6年11月1日時点	事前	評価の再実施
令和6年12月24日	IV 8人手を介在させる作業	-	十分である	事前	評価書の様式変更に伴う新規項目
令和6年12月24日	IV 8人手を介在させる作業判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守し、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること等の対策を実施しているため、十分であるといえる。	事前	評価書の様式変更に伴う新規項目
令和6年12月24日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	評価書の様式変更に伴う新規項目
令和6年12月24日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事前	評価書の様式変更に伴う新規項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	-	全職員が情報セキュリティポリシーにかかる研修を受講し、特定個人情報の適切な取り扱いを習得し情報漏洩に対する危機意識を持った上で、マイナンバーが記載された書類の施錠保管をはじめとした実務に反映した運用をしている。	事前	評価書の様式変更に伴う新規項目